

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日には、その翌日)

鳥取県規則第三十三号

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
規則第四十六号) の一部を次のように改正する。
第五条中「四パーセント」を「四・二五パーセント」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際に改正前の鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農村青年経営安定資金については、なお従前の例による。

目次

◆規則 鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

◆告示 爭議行為の実施

土地改良事業の認可(二件)

国有財産の用途廃止(二件)

開発行為に関する工事の完了

建築基準法に基づく道路の位置の指定

教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第四百五十七号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、日本交通株式会社代表取締役沢巣から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月二十三日

鳥取県知事 平林鴻三

昭和五十年五月二十三日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一 事件

昭和五十年度賃金引上げの要求に関する件

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。
昭和五十年五月二十三日

二 日時

昭和五十年五月二十七日からこの事件が解決する日まで

三 場所

日本交通株式会社が經營する全事業所(鳥取県)

四 概要

日本交通鳥取地区労働組合が行う争議行為に対抗して作業所閉鎖等を実施する。

鳥取県告示第四百五十八号

西伯郡淀江町大字淀江一四三番地谷野一恵ほか三十八人の者から申請のあつた土地改良(淀江駅南地区ほ場整備)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年五月十五日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十年五月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百五十九号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(紙子谷地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年五月十五日認

鳥取県告示第四百六十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年五月二十三日から用途廢止した。

昭和五十年五月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(平方メートル)	用途
岩美郡岩美町大字大谷字トタイ一六六〇番一地先まで	二七・四七	水路敷	

鳥取県告示第四百六十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年五月二十三日から用途廢止した。

昭和五十年五月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(平方メートル)	用途
倉吉市字中田三一七四番八地先から同市字中田三一七四番九地先まで	二八・九一	道路敷	
水路敷	一一・〇七		

鳥取県告示第四百六十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年五月二十三日

鳥取県知事 平林鴻三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年十月二日 鳥取県指令受都計第四百五十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町大字中郷字上赤子田及び大字序字外ヶ馬場

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町大字町屋三〇四

國府町農業協同組合

組合理長事 山本 翼

鳥取県告示第四百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十年五月二十三日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十年五月二十三日

鳥取県知事 平林鴻三

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十年五月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

一日時 昭和五十年五月二十八日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 鳥取県文化財専門委員の任命について
(2) その他

申及び人の氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市越中町一五六七番地八	東伯郡閨金町大字大鳥居字八王子前五〇番地の一部	幅員 六・五メートル
山陰総合開発株式会社四九番三の一部	四九番三の一部	延長 一二五・三五メートル
代表取締役 安藤源治		